

働きたい方を応援します!!



市は、商店・商店街、企業の皆さんへ各種補助メニューを用意しています。ぜひご利用ください。

くわしくは 商工課 商業振興係・企業立地室・しごとづくり推進室 ☎21-5136

月店舗開業・商店・商店街の皆さんへ

事業名など		対象者	内容
商店リフレッシュ事業		小売業・飲食サービス業など市指定業種	空き店舗を貸借・所有して開業しようとする方を対象に、改装費用の2分の1(上限50万円)を補助 既に営業している店舗については3分の1(上限30万円)を補助 なお、高齢化地域(日光地域(滝ヶ原地区)・藤原地域(三依地区)・足尾地域全域・栗山地域全域)では、既存店舗、空き店舗ともに、補助限度額を50万円上乘せ ※いずれの場合も、工事着手前の申請、市内の業者に施工依頼するなど他にも条件があります
空き店舗家賃補助事業			市内で空き店舗を賃借して開業しようとする方を対象に、開業した日の属する月から12カ月分の家賃(月額家賃の2分の1、上限5万円)を補助
新規事業 商業活性化事業費補助金	組織力・経営力強化事業	市内で商業などを営む方、5名以上で構成された商業者グループで新規に事業を始めようとする方	研修会、講演会の実施、情報発信などを行う場合に事業費の3分の2(上限50万円)を補助
	イベント開催事業		年末セール、スタンプラリー、抽選会の実施などを行う場合に事業費の3分の2(上限50万円)を補助
	環境整備事業		ベンチ、案内看板、プランターの設置などを行う場合に事業費の3分の2(上限50万円)を補助
商店街街路灯電気料補助金		市長の認定を受けた商店街団体 ※商店が一定区域に10店舗以上集まり、組織などについての規約を持ち、商店街団体として市長の認定を受けた団体	認定団体所在の区域内で、団体が管理する街路灯がおおむね10基以上設置されている場合、団体名義で負担する電気料の2分の1を補助
そばのまちづくり産業連携支援事業		そば関連の製造業(製造小売業を含む)・飲食業・宿泊業(施設利用者の飲食に提供する場合に限る)	購入前に申請し、要件を満たしたものに日光産 ^{びん} そば1袋(22.5kg)当たり、または日光産そば粉13.5kg当たり1,000円をそれぞれ補助
外国人旅行者等買い物環境整備事業	電子決済機器導入事業	市内宿泊業・飲食業・土産品販売店など	クレジットカードや電子マネーなどの電子決済機器の導入に要する費用のうち、補助対象費用の2分の1(上限5万円)を補助
	消費税免税店開設事業		消費税免税店の開設に要する費用のうち、補助対象費用の2分の1(上限30万円)を補助

月起業希望者・経営者の皆さんへ

市内において起業などを検討している方や創業して間もない方などを対象に、アドバイザーによる個別相談、セミナー、座談会などを開催しています。詳しくはお問い合わせください。

開設日時…毎週金曜～月曜日午後1時～9時 ※閉館日の場合は商工課(☎21-5136)へ

相談日…毎週土曜日午後1時～9時および毎月第3日曜日午後1時～5時

ところ…起業・創業支援サロン(今市708-7) ☎25-7122・✉nks5136@ebony.plala.or.jp



市内で働いている方

企業の皆さんへ

事業名など	対象者	内容
若年者雇用創出奨励金	市内事業者	国のトライアル雇用制度(※)を利用し、市内に住所を有する若年者(45歳未満)を雇用した事業者に、同一雇用者をトライアル雇用期間終了後、さらに6カ月雇用した際、奨励金24万円(1カ月あたり4万円×6カ月)を交付
雇用創出奨励金		市内での事業所の新設などに伴い、市内在住の求職者などを5人以上雇用した企業を対象に、新規雇用者1人あたり20万円を交付
農工商観連携・ビジネス創出促進事業	農林畜水産業・商工業・観光業・NPO法人・個人などの複数で構成されたグループ	農林畜水産業者、商工業者および観光業者などが連携し、日光市の地域資源である農林畜水産物などを活用し、地域の特性を生かした新たな商品やサービスの研究・開発、販路の開拓などを行う事業について、ステージごとに費用の一部を補助(※別表参照)
展示会等出展事業	製造業・卸売業・小売業など	取引先や事業提携先の開拓、受発注機会の確保を目的に、県外および海外において開催される販売を主目的としない展示会・見本市・商談会などへの出展に伴う費用の2分の1を補助(県外…上限10万円、海外…上限20万円)
中小企業特許等取得促進支援事業	中小企業	特許権、実用新案権、商標権、意匠権の出願経費の合計の2分の1(特許権…上限20万円、それ以外…上限10万円)を補助 ※特許出願前の申請が必要

※トライアル雇用制度…就業経験のない人や、職業経験が少ないことから就職に不安のある求職者を一定期間受け入れ、常用雇用への移行を前提として試行雇用する取り組み

※別表：農工商観連携・ビジネス創出促進事業

補助対象事業		補助率	上限額
アイデア創出事業 【ステージ1：試作】	専門家へのアドバイスの依頼や、試作品の製作などを行う事業	対象経費の2分の1	5万円
アイデア事業化推進事業 【ステージ2：販売等】	試作品を販売し、消費者の反応や販売先の研究などを行う事業		5万円
開発商品等販売促進事業 【ステージ3：販売促進】	商品などの認知度を高め、販売を促進するためデザインの検討などを行う事業		20万円

中小企業の皆さんへの融資制度(中小企業振興資金)

融資名	内容	融資限度額	返済期間
運転資金	商品の仕入れや諸経費支払いなどに必要な資金	2,000万円	7年以内
設備資金	設備の購入、店舗・工場・事業用建物などの新築・改装に必要な資金	2,000万円	10年以内
創業資金	新事業開始のために必要な資金	2,000万円	運転資金…5年以内 設備資金…7年以内
小規模企業者資金	小規模企業者が必要とする運転資金・設備資金	2,000万円	運転資金…5年以内 設備資金…7年以内



※融資制度は他に、大型店対策資金、事業転換資金、商店街近代化資金などのメニューもあります